

本 穿前倉下指定下宿上待遇ヲ同等
ニスルコト
其旨是是し如案施ニ因テハ市場場ノ
上決定スル

食費増給

但し増給スルニハ職ニ側ヨリ監視ノ意
味於テ亦負テ始即ニ出サレシムル
其巾箱下宿所改善ニモ尤方控置
ノ実行スルニ当工場ハ穿前倉下非
ル以テ期待列ヲ能ハルニモアランモ
其ハ
云ハ語アリ

4 川北電氣製作所

要 求 事 次 (一八四)

一 職員制及全費

二 職員歩率制ヲ本給線入シテ

三 残業撤消

但し歩率獲得ニ切實ノ努力ヲ行フニ
止ラズ

四 解雇手当及親類ノ制定

一 二年未済ノ給金

二 二年以上ノ月給金ノ給金

三 三年以上ノ月給金ノ給金

一 五年以上ノ月給金ノ給金

一 尚且年費給金及年費給金

(大阪)

解 決 事 次 (一八九)

一 職員制及全費

従来給金之ほ勵金ヲ備金ノ制ニシテ
給金方ニシテ残業及月給額増給方ニシテ

之ハ給金不均衡ヲ矯メ 従来職員制
廢止スルニシテ生産額ノ應ニテ奨励金ヲ支給ス

但し生産額ノ増得金ノ割合ニ從テ附加
金ノ率年率主ニシテ優待スルニ從テ不償

入金制ニ依ル

二 残業ノ原則トシテ優待スルニシテ 但し
之得金年率主ニシテ優待スルニ從テ不償

例ニ依リテ支給ス

入金制ニ依ル

三 奨励金ノ原則トシテ優待スルニシテ 但し
之得金年率主ニシテ優待スルニ從テ不償

例ニ依リテ支給ス

例ニ依リテ支給ス